

令和4年度保険料率について

令和4年6月15日(水) 15 : 00～16 : 30



全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

新潟支部の保険料率

協会けんぽの保険料率



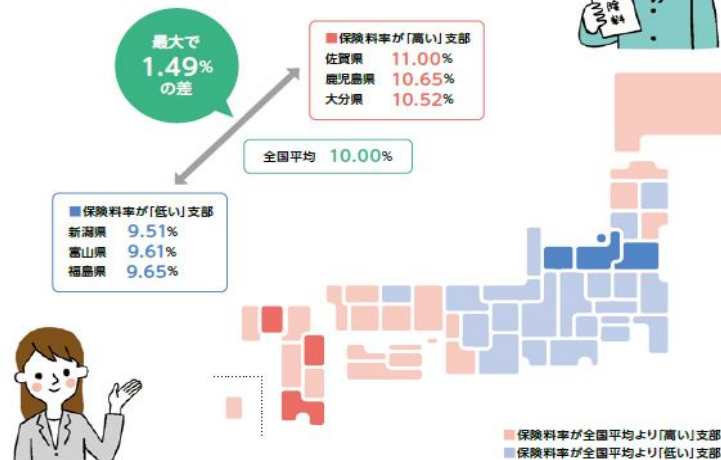
協会けんぽの保険料率

皆さまの取組が保険料率に反映されます

都道府県単位保険料率とは？

協会けんぽでは、都道府県ごとに保険料率を設定しています。

● 2022年度の都道府県ごとの保険料率



北海道	10.39%	東京都	9.81%	滋賀県	9.83%	香川県	10.34%
青森県	10.03%	神奈川県	9.85%	京都府	9.95%	愛媛県	10.26%
岩手県	9.91%	新潟県	9.51%	大阪府	10.22%	高知県	10.30%
宮城県	10.18%	富山県	9.61%	兵庫県	10.13%	福岡県	10.21%
秋田県	10.27%	石川県	9.89%	奈良県	9.96%	佐賀県	11.00%
山形県	9.99%	福井県	9.96%	和歌山県	10.18%	長崎県	10.47%
福島県	9.65%	山梨県	9.66%	鳥取県	9.94%	熊本県	10.45%
茨城県	9.77%	長野県	9.67%	島根県	10.35%	大分県	10.52%
栃木県	9.90%	岐阜県	9.82%	岡山県	10.25%	宮崎県	10.14%
群馬県	9.73%	静岡県	9.75%	広島県	10.09%	鹿児島県	10.65%
埼玉県	9.71%	愛知県	9.93%	山口県	10.15%	沖縄県	10.09%
千葉県	9.76%	三重県	9.91%	徳島県	10.43%		

【協会けんぽのインセンティブ制度とは】

特定健診等の受診率など**5つの評価指標**に基づき全支部をランク付けし、上位23支部に該当した支部について、得点数（偏差値）に応じた報奨金によって、健康保険料率を引き下げる制度です。

2020年度の実績は、2年後の2022年度の保険料率に反映されています。

5つの評価指標

- ① 特定健診等の実施率
第5位
- ② 特定保健指導の実施率
第16位
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
第13位
- ④ 医療機関へ受診勧奨を受けた
要治療者の医療機関受診率
第6位
- ⑤ 後発医薬品の使用割合
第12位

総合
4位

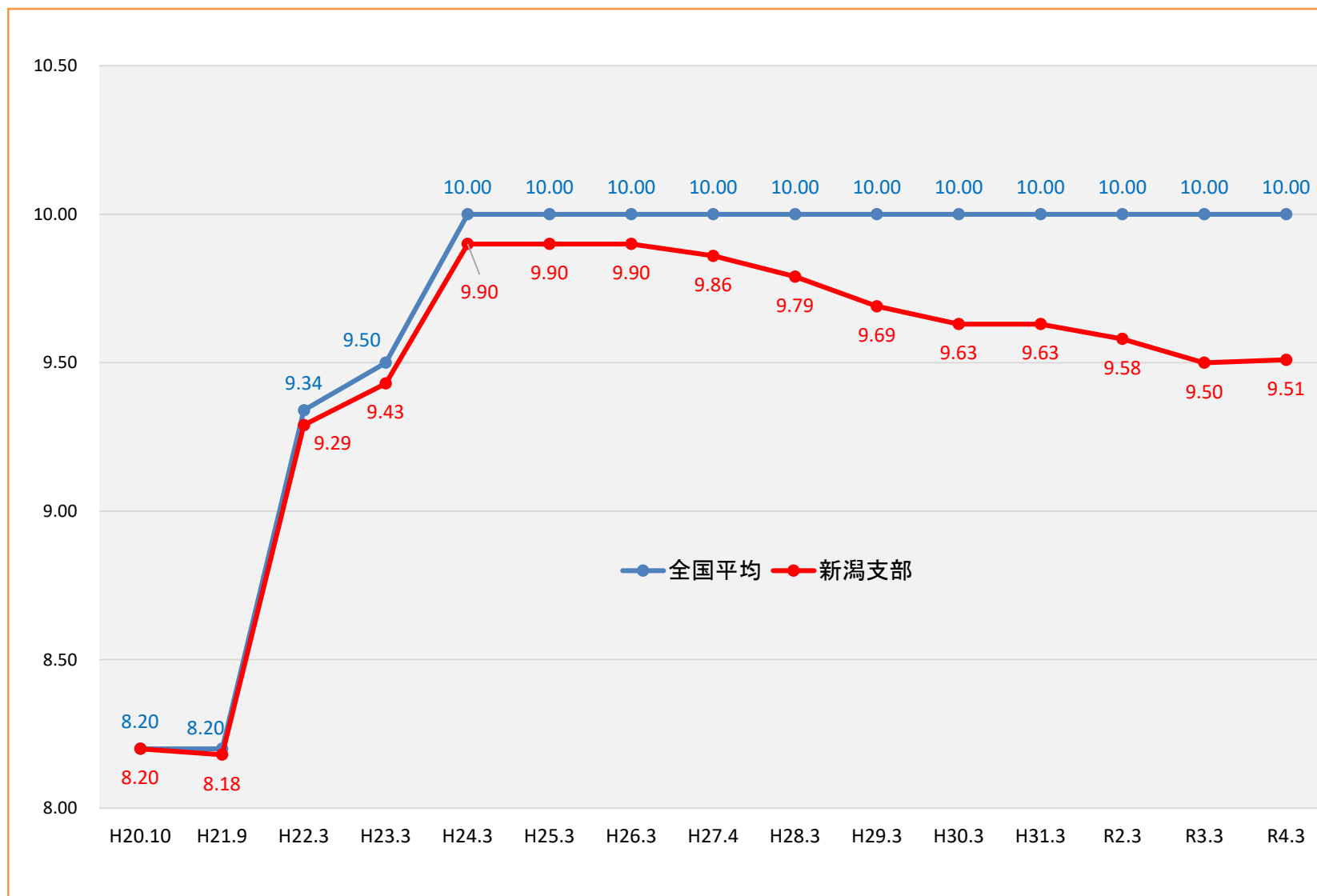
2020年度実績

事業主や加入者、関係機関の皆様からのご協力で、新潟支部は全国総合4位となりました。

これにより、**7.1億円のインセンティブ（報奨金）**を受け取ることができ、**0.039%の保険料率の引き下げ**に繋がりました。

健康保険料率は**8年連続で全国一低い保険料率**となっています。

全国と新潟支部の保険料率の推移



一人当たり医療給付費の支部別水準と伸び

1人当たり医療給付費（年齢調整後）

	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
1	佐賀	134,998	佐賀	140,867	佐賀	135,967
2	北海道	127,811	北海道	134,352	鹿児島	126,567
3	香川	126,600	香川	132,414	北海道	126,444
4	福岡	126,372	徳島	131,814	徳島	126,359
5	徳島	126,169	大阪	131,278	熊本	126,141
6	高知	124,891	福岡	131,053	大分	125,874
7	大阪	124,583	長崎	131,045	長崎	125,387
8	長崎	124,342	大分	131,003	香川	125,289
9	山口	124,173	鹿児島	130,674	高知	123,954
10	大分	123,927	岡山	130,477	福岡	123,842
11	岡山	123,797	山口	130,086	島根	123,450
12	秋田	123,750	兵庫	129,599	秋田	123,230
13	鹿児島	123,475	高知	129,536	大阪	123,206
14	熊本	122,916	秋田	128,560	岡山	122,775
15	島根	122,458	熊本	128,538	山口	122,139
16	兵庫	122,400	愛媛	128,538	愛媛	121,780
17	和歌山	121,712	和歌山	127,759	和歌山	121,122
18	愛媛	121,362	島根	127,483	兵庫	121,052
19	奈良	121,298	石川	126,449	宮城	120,889
20	宮城	120,641	京都	125,984	広島	119,197
21	山形	120,197	奈良	125,931	奈良	118,736
22	石川	119,934	宮城	125,930	山形	118,732
23	広島	119,787	山形	125,911	沖縄	118,714

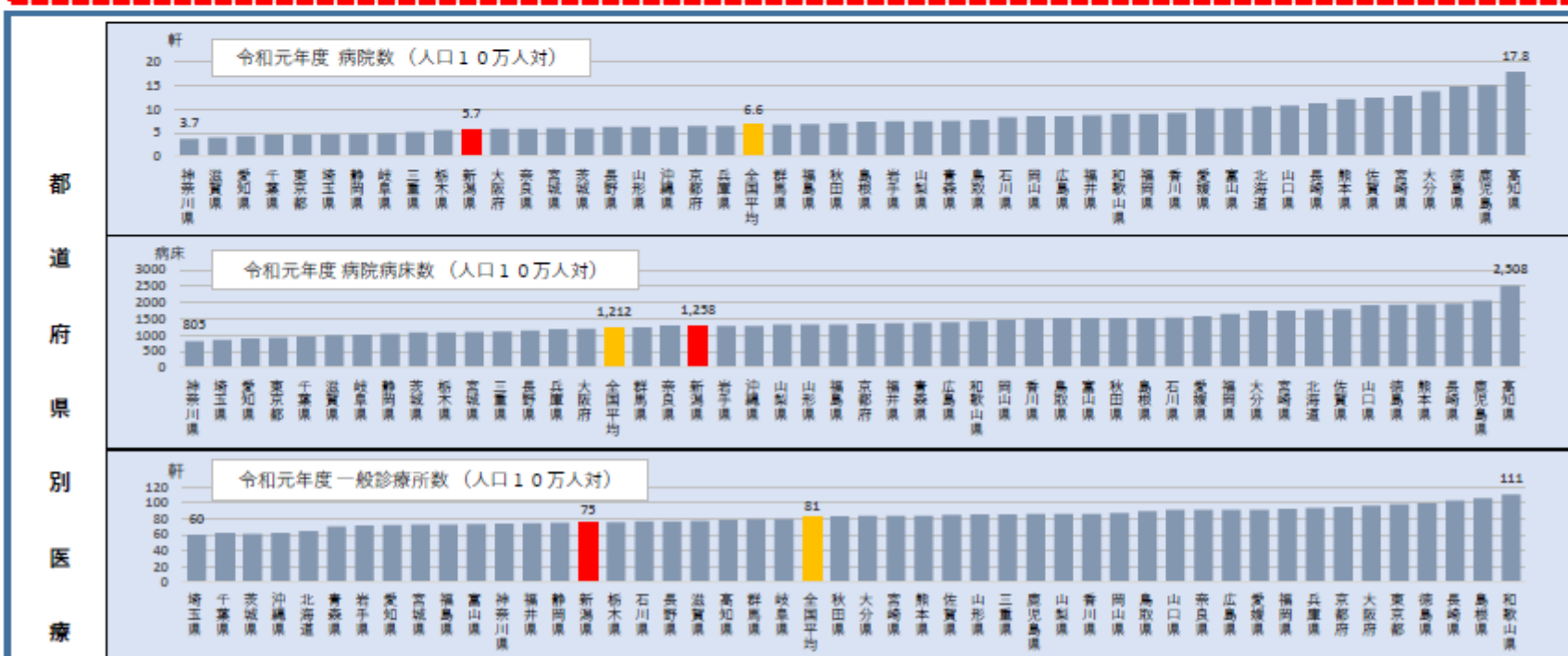
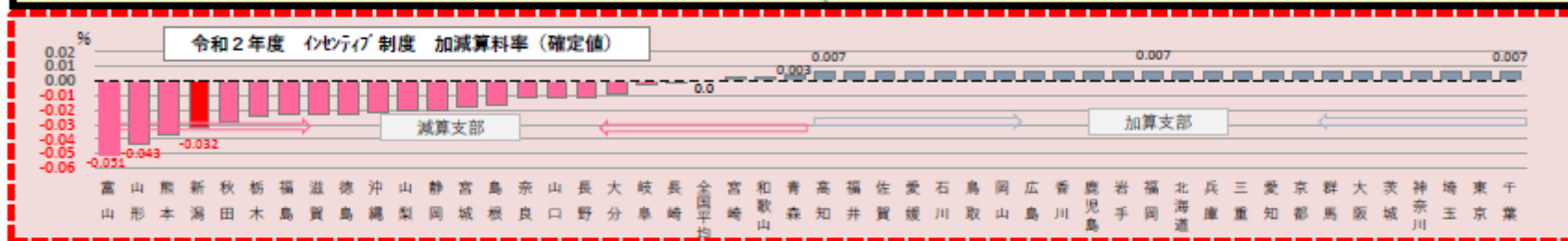
1人当たり医療給付費の伸び
（前年度を1とした場合の数値）

	令和元年度		令和2年度	
1	愛媛	1.059	熊本	0.981
2	兵庫	1.059	鹿児島	0.969
3	鹿児島	1.058	島根	0.968
4	大分	1.057	佐賀	0.965
5	三重	1.055	宮崎	0.963
6	石川	1.054	大分	0.961
7	神奈川	1.054	宮城	0.960
8	富山	1.054	徳島	0.959
9	岡山	1.054	秋田	0.959
10	長崎	1.054	岩手	0.958
11	大阪	1.054	高知	0.957
12	滋賀	1.053	長崎	0.957
13	京都	1.053	沖縄	0.954
14	北海道	1.051	青森	0.951
15	愛知	1.051	静岡	0.949
16	広島	1.051	和歌山	0.948
17	長野	1.051	愛媛	0.947
18	千葉	1.050	広島	0.947
19	和歌山	1.050	栃木	0.947
20	栃木	1.049	香川	0.946
21	鳥取	1.049	三重	0.946
22	青森	1.049	群馬	0.946
23	沖縄	1.048	岐阜	0.945

24	京都	119,652	広島	125,851	宮崎	118,712
25	全国平均	119,330	全国平均	125,040	全国平均	117,995
26	沖縄	118,698	沖縄	124,428	京都	117,583
27	福井	118,667	鳥取	124,422	青森	117,432
28	鳥取	118,568	福井	124,245	福井	117,089
29	宮崎	118,046	神奈川	123,633	鳥取	116,925
30	青森	117,741	青森	123,491	石川	116,879
31	神奈川	117,274	宮崎	123,298	栃木	115,681
32	岐阜	117,100	愛知	122,284	愛知	115,563
33	栃木	116,453	栃木	122,212	神奈川	115,024
34	愛知	116,357	山梨	121,559	岐阜	114,837
35	山梨	116,033	岐阜	121,460	岩手	114,624
36	東京	115,924	滋賀	121,295	三重	114,534
37	滋賀	115,159	東京	121,088	滋賀	114,307
38	群馬	114,946	三重	121,051	東京	113,552
39	三重	114,740	千葉	119,912	山梨	112,954
40	岩手	114,696	岩手	119,704	茨城	112,804
41	埼玉	114,542	埼玉	119,642	群馬	112,583
42	茨城	114,466	茨城	119,433	千葉	112,467
43	千葉	114,219	群馬	119,010	埼玉	112,187
44	福島	113,830	福島	118,563	静岡	111,953
45	静岡	112,534	静岡	117,948	福島	111,845
46	長野	111,692	長野	117,341	長野	110,672
47	富山	110,723	富山	116,717	富山	109,686
48	新潟	109,742	新潟	114,506	新潟	108,128

24	静岡	1.048	愛知	0.945
25	全国平均	1.048	福岡	0.945
26	山梨	1.048	茨城	0.944
27	山口	1.048	新潟	0.944
28	山形	1.048	全国平均	0.944
29	福井	1.047	福島	0.943
30	香川	1.046	長野	0.943
31	熊本	1.046	山形	0.943
32	徳島	1.045	奈良	0.943
33	東京	1.045	福井	0.942
34	埼玉	1.045	滋賀	0.942
35	宮崎	1.044	北海道	0.941
36	宮城	1.044	岡山	0.941
37	岩手	1.044	富山	0.940
38	佐賀	1.043	鳥取	0.940
39	新潟	1.043	山口	0.939
40	茨城	1.043	大阪	0.939
41	福島	1.042	千葉	0.938
42	島根	1.041	東京	0.938
43	秋田	1.039	埼玉	0.938
44	奈良	1.038	兵庫	0.934
45	岐阜	1.037	京都	0.933
46	高知	1.037	神奈川	0.930
47	福岡	1.037	山梨	0.929
48	群馬	1.035	石川	0.924

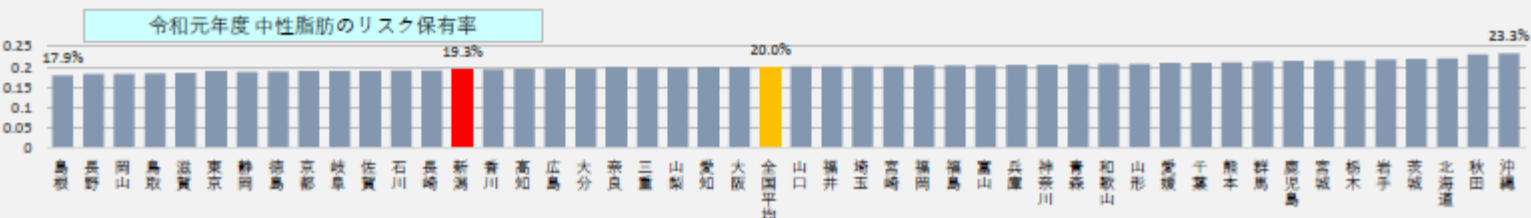
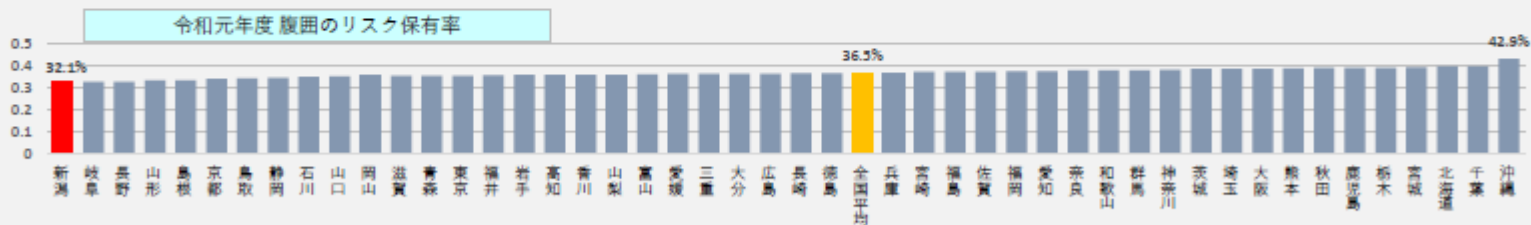
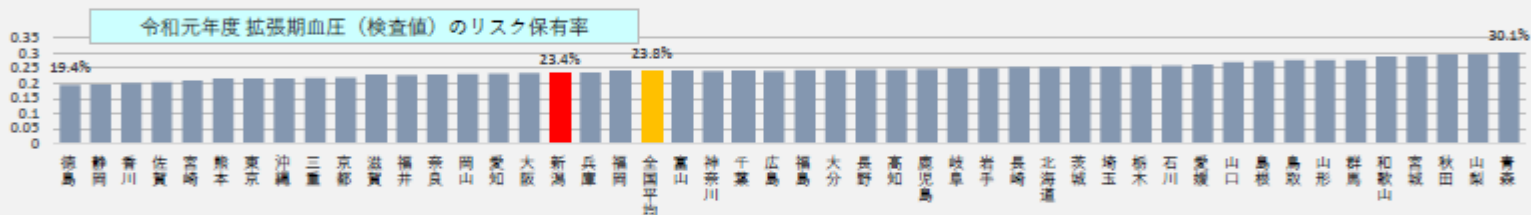
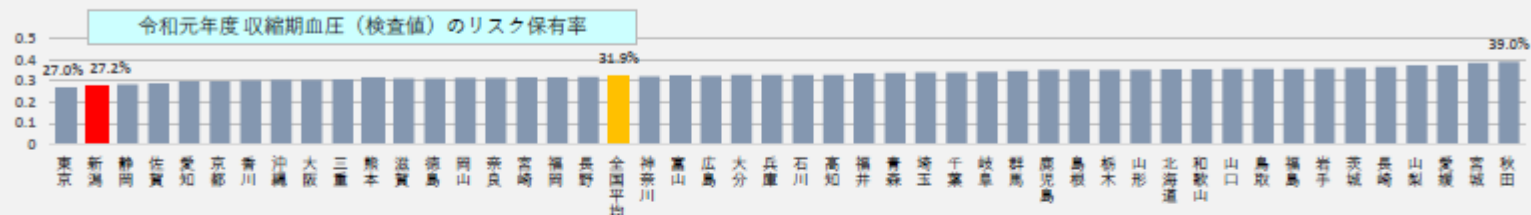
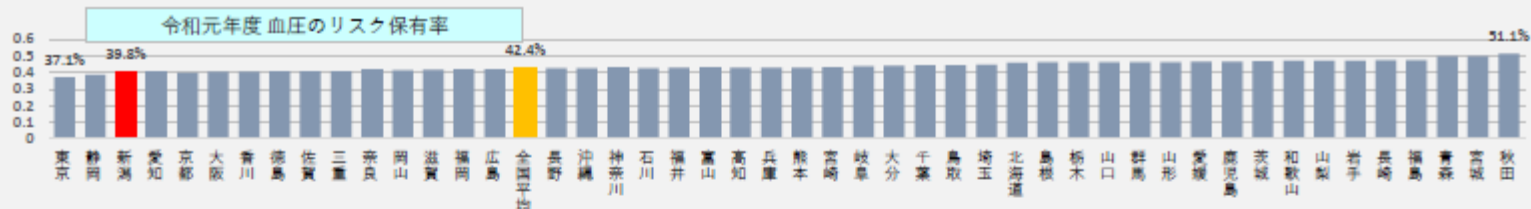
2022年2月15日



加入者一人当たり医療給付費・受診率



腹圍・中性脂肪・脂質・





令和4年3月分
(4月納付分)からの
保険料率を
お知らせします

協会けんぽに
ご加入の皆さま
職員の
健康守子です

安心と健康のそばに
協会けんぽ
(全国健康保険協会)

新潟支部の
健康保険料率は**変更となります**

令和4年2月分(3月納付分)まで

9.50%

令和4年3月分(4月納付分)から

9.51%

介護保険料率も**変更となります**

令和4年2月分(3月納付分)まで

1.80%

令和4年3月分(4月納付分)から

1.64%

※健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和4年4月分の保険料率から変更となります。

保険料額表は1年間有効になりますので、大切に保存してください。

基本保険料率・特定保険料率とは

健康保険料率9.51%のうち、6.08%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.43%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくをお願いします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

全国健康保険協会 新潟支部
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで
TEL 025-242-0260 (受付時間) 平日8:30~17:15
〒950-8513 新潟市中央区東大2-4-4 日生不動産大越ビル3階

令和4年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率: 令和4年3月分~ 適用
・介護保険料率: 令和4年3月分~ 適用
・厚生年金保険料率: 平成29年9月分~ 適用
・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分~ 適用

(新潟県)

(単位: 円)

等級	月 額	報 酬 月 額	全国健康保険協会健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員等)	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
			9.51%		11.15%		18.30%※	
			全 額	折半額	全 額	折半額	全 額	折半額
1	58,000	円以上 円未満	5,515.8	2,757.9	6,467.0	3,233.5		
2	65,000	63,000 ~ 63,000	6,468.8	3,234.4	7,592.0	3,796.0		
3	73,000	73,000 ~ 73,000	7,417.8	3,708.9	8,697.0	4,348.5		
4(1)	88,000	83,000 ~ 83,000	8,368.8	4,184.4	9,812.0	4,906.0	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000 ~ 101,000	9,319.8	4,659.9	10,927.0	5,463.5	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000 ~ 107,000	9,890.4	4,945.2	11,596.0	5,798.0	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000 ~ 114,000	10,461.0	5,230.5	12,265.0	6,132.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000 ~ 119,000	11,229.8	5,614.9	13,034.0	6,517.0	21,228.00	10,614.00
9(6)	128,000	122,000 ~ 130,000	11,998.2	5,999.1	13,803.0	6,901.5	22,326.00	11,163.00
10(7)	134,000	130,000 ~ 138,000	12,743.4	6,371.7	14,541.0	7,270.5	23,424.00	11,712.00
11(8)	142,000	138,000 ~ 146,000	13,504.2	6,752.1	15,279.0	7,639.5	24,522.00	12,261.00
12(9)	150,000	146,000 ~ 155,000	14,265.0	7,132.5	16,017.0	8,008.5	25,620.00	12,810.00
13(10)	160,000	155,000 ~ 165,000	15,216.0	7,608.0	17,040.0	8,520.0	27,240.00	13,620.00
14(11)	170,000	165,000 ~ 175,000	16,167.0	8,083.5	18,063.0	9,031.5	28,860.00	14,430.00
15(12)	180,000	175,000 ~ 185,000	17,118.0	8,559.0	19,086.0	9,543.0	30,480.00	15,240.00
16(13)	190,000	185,000 ~ 195,000	18,069.0	9,034.5	20,109.0	10,054.5	32,100.00	16,050.00
17(14)	200,000	195,000 ~ 210,000	19,020.0	9,510.0	21,132.0	10,566.0	33,720.00	16,860.00
18(15)	220,000	210,000 ~ 230,000	20,922.0	10,461.0	23,034.0	11,517.0	36,600.00	18,300.00
19(16)	240,000	230,000 ~ 250,000	22,824.0	11,412.0	24,936.0	12,468.0	40,260.00	20,130.00
20(17)	260,000	250,000 ~ 270,000	24,726.0	12,363.0	26,838.0	13,419.0	43,920.00	21,960.00
21(18)	280,000	270,000 ~ 290,000	26,628.0	13,314.0	28,740.0	14,370.0	47,580.00	23,790.00
22(19)	300,000	290,000 ~ 310,000	28,530.0	14,265.0	30,642.0	15,321.0	51,240.00	25,620.00
23(20)	320,000	310,000 ~ 330,000	30,432.0	15,216.0	32,544.0	16,272.0	54,900.00	27,450.00
24(21)	340,000	330,000 ~ 350,000	32,334.0	16,167.0	34,446.0	17,223.0	58,560.00	29,280.00
25(22)	360,000	350,000 ~ 370,000	34,236.0	17,118.0	36,348.0	18,174.0	62,220.00	31,110.00
26(23)	380,000	370,000 ~ 395,000	36,138.0	18,069.0	38,250.0	19,125.0	65,880.00	32,940.00
27(24)	410,000	395,000 ~ 425,000	38,991.0	19,495.5	41,152.0	20,576.0	69,540.00	34,770.00
28(25)	440,000	425,000 ~ 455,000	41,844.0	20,922.0	44,054.0	22,027.0	73,200.00	36,600.00
29(26)	470,000	455,000 ~ 485,000	44,697.0	22,348.5	46,956.0	23,478.0	76,860.00	38,430.00
30(27)	500,000	485,000 ~ 515,000	47,550.0	23,775.0	49,858.0	24,929.0	80,520.00	40,260.00
31(28)	530,000	515,000 ~ 545,000	50,403.0	25,201.5	52,760.0	26,380.0	84,180.00	42,090.00
32(29)	560,000	545,000 ~ 575,000	53,256.0	26,628.0	55,662.0	27,831.0	87,840.00	43,920.00
33(30)	590,000	575,000 ~ 605,000	56,109.0	28,054.5	58,564.0	29,282.0	91,500.00	45,750.00
34(31)	620,000	605,000 ~ 635,000	58,962.0	29,481.0	61,466.0	30,733.0	95,160.00	47,580.00
35(32)	650,000	635,000 ~ 665,000	61,815.0	30,907.5	64,368.0	32,184.0	98,820.00	49,410.00
36	680,000	665,000 ~ 695,000	64,668.0	32,334.0	67,270.0	33,635.0	102,480.00	51,240.00
37	710,000	695,000 ~ 730,000	67,521.0	33,760.5	70,172.0	35,086.0	106,140.00	53,070.00
38	750,000	730,000 ~ 770,000	71,325.0	35,662.5	74,076.0	37,038.0	110,800.00	55,400.00
39	790,000	770,000 ~ 810,000	75,129.0	37,564.5	77,980.0	38,990.0	115,460.00	57,730.00
40	830,000	810,000 ~ 855,000	78,933.0	39,466.5	81,884.0	40,942.0	120,120.00	60,060.00
41	880,000	855,000 ~ 905,000	83,688.0	41,844.0	86,638.0	43,319.0	125,780.00	62,890.00
42	930,000	905,000 ~ 955,000	88,443.0	44,221.5	91,392.0	45,696.0	131,440.00	65,720.00
43	980,000	955,000 ~ 1,005,000	93,198.0	46,598.0	96,146.0	48,073.0	137,100.00	68,550.00
44	1,030,000	1,005,000 ~ 1,055,000	97,953.0	48,975.5	100,900.0	50,450.0	142,760.00	71,380.00
45	1,090,000	1,055,000 ~ 1,115,000	103,659.0	51,829.5	106,606.0	53,303.0	148,420.00	74,210.00
46	1,150,000	1,115,000 ~ 1,175,000	109,365.0	54,683.5	112,312.0	56,156.0	154,080.00	77,040.00
47	1,210,000	1,175,000 ~ 1,235,000	115,071.0	57,537.5	118,018.0	59,009.0	159,740.00	79,870.00
48	1,270,000	1,235,000 ~ 1,295,000	120,777.0	60,391.5	123,724.0	61,862.0	165,400.00	82,700.00
49	1,330,000	1,295,000 ~ 1,355,000	126,483.0	63,245.5	129,430.0	64,715.0	171,060.00	85,530.00
50	1,390,000	1,355,000 ~	132,189.0	66,099.5	135,136.0	67,568.0	176,720.00	88,360.00

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.51%)に介護保険料率(1.64%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和4年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者については、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

①事業主が、給付から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は年間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

年一回の健診で健康状態をチェック!!

健診を受けることで病気を早期に発見できたり生活習慣を改善するきっかけになります

ぜひ協会けんぽの実施している生活習慣病予防健診をご活用ください

また協会けんぽに事業者健診の結果をご提供いただければ健康づくりのサポートをより一層進めることができますよ!

家族も含めて健診は必ず受けないといけないですね!!

健診結果を確認し特定保健指導の利用や早期受診で疾病の重症化予防を!!

生活習慣の改善が必要な方は特定保健指導を受けましょう

保健師・管理栄養士が寄り添い生活習慣の見直しをサポートします

ぜひ従業員の皆さんに特定保健指導をお勧めください!

また健診の結果医療機関の受診を勧められた場合には早期に受診しましょう

疾病の重症化を防ぐことにつながりますよ!

健診の結果を確認して行動することが大事ですね!!

事業主の皆さまと一緒に従業員の健康を守るコラボヘルス!!

協会けんぽでは事業所における「事業所カルテ」というカタチで従業員の健康状況などを「事業主の方が見える化」してお知らせしています

特に事業主の方が健康づくりに積極的に取り組む事業所であることを自ら宣言する「健康宣言」を行っていただくと事業所カルテから職場が抱える健康課題を抽出し支援を行います

従業員の皆さまの健康を守るために「健康宣言」してみませんか?

健康宣言か!

医療費を抑えるには薬をジェネリックにしたりかかりつけ医を持つことも大切です

そうなんです!!これらの取組を加入者・事業主の皆さまにいただくことが保険料率の伸びを抑えることにつながります

ひとりひとりの取組が大きなチカラになるというね!!

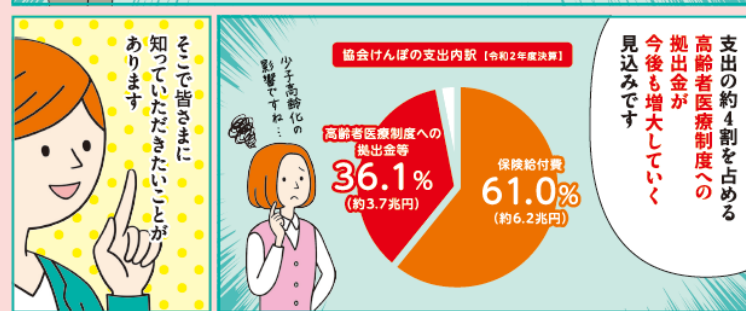
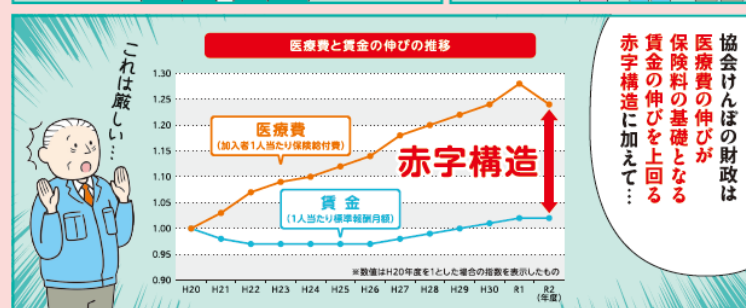
私はコラボヘルスについてもっと知りたいのだが...

続きはWEBでお待ちしております。

協会けんぽの主な支出である医療費は高齢化に伴い増加傾向が続いています

また主に中小企業が加入する協会けんぽの保険料収入は景気変動の影響を受けやすいです

保険料率の案内が来たと協会けんぽの財政はどうなっているのかしら?



各都道府県の保険料率は地域の医療費水準に基づいて算出されます

つまり皆さまの取組で医療費の伸びを抑えることができれば保険料率の伸びを抑えることができます

医療費を抑える取組か!!

なるほど!!

どんなことをすればいいのかな?

協会けんぽ	令和2年度実績	令和4年度目標
生活習慣病予防健診受診率	51.0%	61.2%以上
被保険者の特定保健指導実施率	15.5%	30.1%以上
健康宣言事業所数	54,616事業所	64,000事業所以上